

平成 24 年 9 月 3 日

栃木県知事
福田 富一 様

栃木県議会みんなのクラブ
代 表 増 淵 三 津 男

指定廃棄物最終処分場の用地選定に関する緊急要望

本日、環境省副大臣は福田知事に対して、福島第一原子力発電所事故に伴い本県で発生した放射性セシウム濃度 8,000 ベクレル/kgを超える指定廃棄物の最終処分場の計画地として、矢板市塩田地内の国有林野を選定したことを伝えた。これに対して知事は、地元に対して丁寧な説明をして欲しいと述べたと聞いている。

しかしながら選定にあたって環境省から提出された資料によると、矢板市の評価点は 33 点と、県内 7 カ所の候補地の中で最も高いものの、ほかに 32 点、31 点の候補地が 2 カ所、30 点の候補地が 2 カ所と、その点数は接近している。

また、今回示された計画地については、現地確認によって「候補地とその周辺は既に伐採されており、造成にあたっての施工性が良い」といった点が肯定的に評価されているが、国が、指定廃棄物を責任をもって処分するとしている以上、こうした整備コストを考慮することは適切ではない。

さらに計画地の下流には、かんがい専用の県営塩田ダムがあるが、環境省の資料によると、社会的条件として水道水源や農用地区域からの距離は評価項目とされているものの、農業用施設や農業用水への影響については何ら考慮されていない。また計画地周辺には学校林が造営されていることも見逃されている。

もとより本県で発生した放射性セシウム濃度 8,000 ベクレル/kg超の廃棄物、7,918 トンのうち矢板市で発生した廃棄物は 257 トンに止まっており、排出者責任の原則に立てば、矢板市に過大な負担を背負わせることに理由はないと判断せざるを得ない。

そこで県においては、今回の指定廃棄物最終処分場の用地選定にあたって、国に対してたんに地元理解を得るよう促すだけでなく、国による選定経過を十分検討するよう要望するとともに、地元理解が容易に得られないと判断される場合には、市町ごとの管理など代替案を国に提案していくことを合わせて緊急要望する。